

日本女子テニス連盟愛媛県支部規約

第一章 総 則

- 第 一 条 (1) 本総会を、日本女子テニス連盟愛媛県支部(但し、県協会登録の
〔 名 称 〕 名称は、愛媛レディーステニスクラブ)と称する。
〔 事 務 所 〕 (2) 本支部の事務所を支部長 福田幸子におく。
- 第 二 条 本支部は、テニス競技を通して、会員の親善と技術の向上を図ることを
〔 目 的 〕 目的とする。
- 第 三 条 本支部は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。
〔 事 業 〕 (1) 女性テニスの普及向上のための諸行事。
(2) 愛媛県テニス協会に加盟する。
- 第 四 条 テニス愛好の女性で、年会費を納入したものを会員とする。
〔 会 員 〕

第二章 役 員

- 第 五 条 本支部に次の役員をおく。
〔 役 員 〕 (1) 支 部 長 1 名
(2) 理 事 (理事長1名、常務理事若干名を含む)若干名
(3) 監 事 2 名
(4) 顧 問 若 干 名
- 第 六 条 (1) 支部長は、総会の推薦により決定する。
〔 支 部 長 〕 (2) 支部長は、本支部を代表して会務を統括する。
- 第 七 条 (1) 理事は総会の議を経て、支部長が委嘱する。
〔 理 事 〕 (2) 理事は理事会を組織し、本支部の会務を処理する。
(3) 理事は互選により、理事長1名、常務理事若干名を定める。
(4) 常務理事は業務を処理する。
(5) 理事長は、理事会の議決に基づき、会務を処理する。
(6) 理事長は、支部長を補佐し、支部長事故ある場合は、その職務を
代行する。
(7) 支部長は理事の資格を持つものとする。

第 八 条 (1) 監事は、本総会の議を経て、支部長が委嘱する。

[監 事] (2) 監事は、本総会の会計を監査する。

第 九 条 (1) 顧問は、愛媛県女子テニスの普及向上に貢献したものの中より、総会
[顧 問] の承認を経て支部長が委嘱する。

(2) 顧問は、本支部の重要事項について、支部長の諮問に応じる。

第 十 条 (1) 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

[任 期] (2) 補欠役員任期は、前者の残任期間とする。

第三章 会 務

第 十 一 条 (1) 総会は支部長が召集し、会員の2/3以上（委任状を含む）の出席に
[総 会] よって成立する。

(2) 総会は、毎年2月中に開催し、尚、必要に応じて臨時総会を行う。

(3) 総会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- 1 予算及び決算
- 2 事業計画
- 3 役員決定
- 4 規約の改正
- 5 その他重要事項

第 十 二 条 理事会は理事長が召集し、2/3以上の出席によって成立する。

[理 事 会]

第 十 三 条 総会及び理事会の議決は、それぞれ出席者の過半数の賛成を必要とする。

[議 決]

第 十 四 条 本支部の経費は次のものである。

[経 費] (1) 年会費 (2) その他

第 十 五 条 (1) 年会費は年1,500円とする。

[年 会 費] (2) 納入した年会費は、返さない。

第 十 六 条 年会費の変更は総会で決定する。

第 十 七 条 本支部の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日終わる。

付則 この規約は、昭和58年10月16日より実施する。

平成12年2月 8日改正

平成26年2月12日改正

平成27年2月12日改正

平成31年2月 5日改正

令和6年2月 8日改正